

老発1212第1号  
平成26年12月12日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

## 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第397号。以下「改正政令」という。）」及び「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第135号。以下「改正省令」という。）」が本日公布され、平成27年4月1日から施行することとされた。

これらの改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

### 記

#### 第1 改正の趣旨

福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しにあわせ、福祉用具専門相談員の質の確保及び向上のため、福祉用具専門相談員の要件の見直しを行うこととした。また、保険料負担の応能性を高めるため、平成27年度からの第1号被保険者の保険料率の算定に関する基準を見直すこととした。あわせて、介護保険料改定に当たって必要となる諸係数を改定することとした。

介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設（以下「介護老人福祉施設等」という。）については、在宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化することから、介護老人福祉施設等に係る給付対象となる要介護者を見直すこととした。

#### 第2 改正の内容

##### 1 福祉用具専門相談員の要件の見直し

居宅要介護者又は居宅要支援者が福祉用具を選定する際に助言を受けることとされている福祉用具専門相談員は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項各号のいずれかに該当する者としている。この対象から養成研修修了者（介

護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者)を除き、福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定することとする(介護保険法施行令第4条関係)。

また、この改正政令の施行の際現に養成研修修了者(介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者)である者の助言(平成28年3月31日までの間において行われるものに限る。)を受けて選定された福祉用具の貸与又は販売については、なお従前の例によることとする(改正政令附則第2項)。

## 2 第1号被保険者の保険料率の算定に関する基準の見直し

所得状況等に応じて区分されている第1号被保険者の保険料率の算定に関する基準を、現行の標準6段階から標準9段階に細分化する(介護保険法施行令第38条及び第39条関係)とともに、市町村民税本人課税層に当たる新第6段階、新第7段階、新第8段階及び新第9段階の境目となる合計所得金額を、それぞれ120万円、190万円及び290万円として定める(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第143条から第143条の3まで関係)こととする。

また、現行の標準6段階を前提として被保険者の所得水準等に起因する保険者間の保険料格差を調整している調整交付金について、よりきめ細かな財政調整を行うこととするため、標準9段階を前提に保険者間の保険料格差を調整することとする(介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(平成12年厚生省令第26号)別表第2関係)。

## 3 介護保険料改定に当たって必要となる諸係数の改定

(1) 平成27年度から平成29年度までの間の第2号被保険者数の推計に基づき、同期間中の第2号被保険者負担率を28%として定めることとする(介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成10年政令第413号)第5条関係)。

※ 平成24年度から平成26年度までの第2号被保険者負担率は29%

(2) 平成27年度から平成29年度までの交付金・貸付金額見込みや標準給付費額見込み等に基づき、同期間中の財政安定化基金拠出率を10万分の39として定めることとする(介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令(平成11年厚生省令第43号)第4条関係)。

## 4 介護老人福祉施設等に係る給付対象となる要介護者の見直し関係

介護老人福祉施設等に係る給付対象となる要介護者については、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。)第1条第1項第3号から第5号までに掲げる要介護状態区分である者及び認定省令第1条第1項第1号又は第2号に掲げる要介護状態区分に該当する者であって、その心身の状況、その置かれている環境その他の

事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者とすることとする（介護保険法施行規則第17条の9及び第17条の10関係）。

## 5 施行期日

この改正政令及び改正省令は、平成27年4月1日から施行する。

- 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令(三九五)
- 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令(三九六)
- 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(三九七)
- 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令(三九八)
- 原子力委員会設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三八五)
- 行政機関職員定員令の一部を改正する政令(三八六)
- 地域再生法施行令の一部を改正する政令(三八七)
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部を改正する政令(三八八)
- 地域再生法施行令の一部を改正する政令(三八九)
- マンショングの建替えの円滑化等に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令(三九〇)
- 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の一部を改正する政令(三九一)
- 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令(三九二)
- 関税法施行令等の一部を改正する政令(三九三)
- 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令(三九四)

## 〔政 令〕

一	六	五	四	三	二
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (内閣府・総務省)	○不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令 (法務三二)	○構造改革特別区域計画を認定した件(内閣府二七七一八六)	○構造改革特別区域計画の変更を認定した件(同二八七一八八)	○経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第五条第二項の規定により質問又は検査に立ち会う職員の持帯する身分を示す証明書の様式を定める省令(同六五)	○介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働三五)

## 〔府 令〕

三	三	二	一	四	五	六	七
○構造改革特別区域計画を認定した件(同二九〇一九五)	○構造改革特別区域計画の変更を認定した件(同二九六一九八)	○地域再生計画を認定した件(同二九七一九八)	○地域再生計画の変更を認定した件(同二九六一九八)	○税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令及び財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令(同九四)	○総合特別区域計画を認定した件(同二九九)	○総合特別区域計画の変更を認定した件(同三〇〇一三〇三)	○砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令(同六五)

## 〔告 示〕

四	五	六	七
○健康増進法の規定に基づく登録試験機関の登録事項の変更の件 (消費者庁)	○健康増進法の規定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律に規定する検査身分証明書の様式を定める省令(同九五)	○砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第三十二条第一項第三号の農林水産省令で定める方法を定める省令(同六九)	○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産六八)

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百九十七号

(介護保険法施行令の一部改正)

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令  
内閣は、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第十二項及び第十三項、第八条の二第十項及び第十一項、第二百二十五条第二項並びに第二百二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 介護保険法施行令(平成十年政令第四百一二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第八条の二第十二項若しくは第十三項」を「第八条の二第十項若しくは第十一項」に改め、同項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とし、同条第二項中「前項第十号」を「前項第九号」に改め、同条第三項中「第一項第十号」を「第二項第九号」に改める。

第三十八条第一項第一号中「四分の二」を「十分の五」に改め、同号イ中「ものを」を「者を」に改め、同号イ(1)中「すべて」を「全て」に、「次号イ及び第三号イ並びに次条第一項第一号イ、第二号イ及び第三号イ」を「以下の項及び次条第一項」に改め、同号ハ中「又は第五号ロ」を「第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロ」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、イ、ロ又はニに該当しないもの

第三十八条第一項第二号中「四分の一」を「十分の七・五」に改め、同号イ中「八十万円」を「二十万円」に、「該当しない者」を「該当しないもの」に改め、同号ロ中「又は第五号口」を「第五号口、第六号口、第七号口又は第八号口」に改め、同項第三号中「四分の三」を「十分の七・五」に改め、同号イ中「該当しない者」を「該当しないもの」に改め、同号ロ中「又は第五号口」を「第五号口、第六号口、第七号口又は第八号口」に改め、同項第六号中「四分の六」を「十分の十・七」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号中「四分の五」を「十分の十二」に改め、同号ロ中「部分を除く。」の下に「次号ロ又は第八号口」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

## 七 次のいずれかに該当する者 十分の十三

イ 合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

## 八 次のいずれかに該当する者 十分の十五

イ 合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

## 九 次のいずれかに該当する者 十分の十九

イ 合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

## 十 次のいずれかに該当する者 十分の二・五

イ 合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

## 十一 次のいずれかに該当する者 十分の二・五

イ 合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

## 十二 次のいずれかに該当する者 十分の二・五

イ 合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

こと等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該額によることが適当でないと認められる特別の必要がある場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が同項名号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額とすることができる。

## 一 第一項第一号 十分の五

## 二 第一項第二号及び第三号 十分の二・五

## 三 第一項第四号 十分の一

## 四 第一項第六号及び第七号 十分の二・五

## 五 第一項第八号及び第九号 十分の六

八 第一項第八号の基準所得金額は、同項第七号の基準所得金額を超える額であつて、全ての市町村に係る同項第八号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数と、全ての市町村に係る同項第九号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数との均衡が図られること等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該額によることが適当でないと認められる特別の必要がある場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が同項名号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額とすることができる。

## 九 第一項第一号に「第六号に」を「第九号に」に改め、同項第一号中「四分の二」を「十分の五」に改め、同号イ中「ものを」を「者を」に改め、同号ハ中「又は第六号口」を「第六号口、第七号口、第八号口又は第九号口」に改め、同号ロ中「又は第六号口」を「第六号口、第七号口、第八号口又は第九号口」に改め、同項第五号に「該当しない者」を「該当しないもの」に改め、同号ロに「又は第六号口」を「第六号口、第七号口、第八号口又は第九号口」に改め、同項第三号中「四分の三」を「十分の七・五」に改め、同号イ中「該当しない者」を「該当しないもの」に改め、同号ロ中「又は第六号口」を「第六号口、第七号口、第八号口又は第九号口」に改め、同項第七号中「掲げる」を「定める」に改め、同号ロ中「掲げる」を「定める」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号中「掲げる」を「定める」に改め、同号ロ中「部分を除く。」の下に「次号ロ又は第九号口」を加え、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

## 八 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

## 九 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

## 十 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

## 十一 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

第三十九条第一項第五号中「四分の四」を「十分の十」に改め、同号口中「又は次号口」を「次号口、第八号口又は第九号口」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「四分の四」を「十分の十」に改め、同号イ中「前二号」を「前各号」に改め、同号口中「又は第六号口」を「第七号口、第八号口又は第九号口」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

## 四

次のいずれかに該当する者 十分の九を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されただならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く）、次号口、第六号口、第七号口、第八号口又は第九号口に該当する者を除く。）

第三十九条第二項中「規定する割合 同項第五号イ及び第六号イ」を「定める割合、同項第六号イ、第七号イ、第八号イ及び第九号イ」に「同項第六号」を「同項第九号」に改め、同条第四項中「前条第七項」を「前条第九項」に改める。

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第一条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（平成二十七年度から平成二十九年度までの第一号被保険者負担率）」に改め、同条中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に、「百分の二十九」を「百分の二十八」に改める。

第十三条中「第三十八条第七項」を「第三十九項」に改める。

## 附 則

## 1 (施行期日)

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 2 (経過措置)

この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の介護保険法施行令第四条第一項第九号に該当している者の助言（平成二十八年三月三十一日までの間において行われるものに限る）を受けて選定された福祉用具の貸与又は販売については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 堀崎 恭久

内閣総理大臣 安倍 晋三

## ○厚生労働省令第百三十五号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)及び介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百九十七号)の施行に伴い、並びに介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)第八条第二十一項「介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十八条第六項から第八項まで並びに介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十年政令第四百三十号)第二条の二第二項及び第二十一条第三項の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月十一日

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令

(介護保険法施行規則の一部改正)

第一条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条の十を第十七条の十一とし、第十七条の九を第十七条の十一とし、第十七条の八の次に次の二条を加える。

(法第八条第二十一項の厚生労働省令で定める要介護状態区分)

第十七条の九 法第八条第二十一項の厚生労働省令で定める要介護状態区分は、要介護認定等に係る介護認定審査による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省令第五十八号)以下「認定省令」という。)第一条第一項第三号から第五号までに掲げる要介護状態区分とする。

(法第八条第二十一項の居宅において日常生活を営むことが困難な者として厚生労働省令で定めるもの)

第十七条の十 法第八条第二十一項の居宅において日常生活を営むことが困難な者として厚生労働省令で定めるものは、認定省令第一条第一項第一号又は第二号に掲げる要介護状態区分に該当する者であつて、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められるものをいう。

第二十二条の二十の見出し中「第八条の二第十七項」を「第八条の二第十五項」に改め、同条中「第八条の二第十七項」を「第八条の二第十五項」に、「要介護認定等に係る介護認定審査による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省令第五十八号)以下「認定省令」という。」を「認定省令」に改める。

第二十二条の三十一第一項を削り、同条第二項中「第四条第一項第十号」を「第四条第一項第九号」に改め、同項を同条第一項として、同条第三項を同条第一項とする。

第二十二条の三十二及び第二十二条の三十三中「第四条第一項第十号」に改める。

第二十二条の三十四中「第四条第一項第十号」を「第四条第一項第九号」に改める。

第一百四十三条の見出しを削り、同条中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」「平成二十七年度から平成二十九年度まで」「第三十八条第六項」を「第三十八条第一項第六号」に「百九十万円」を「百六十万円」に改め、同条の前に見出しこよして「(平成二十七年度から平成二十九年度までの基準所得金額)」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第一百四十三条の一 平成二十七年度から平成二十九年度までの令第三十八条第一項第七号の基準所得金額は、百九十万円とする。

得金額は、二百九十万円とする。

様式第十一号中「第四条第一項第十号」を「第四条第一項第九号」に改める。

## (介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正)

第二条 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令(平成十一年厚生省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(平成二十七年度から平成二十九年度までの財政安定化基金拠出率)」に改め、同条中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に、「十万分の三十七」を「十万分の三十九」に改める。

(介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正)

第三条 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(平成十一年厚生省令第三百六十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「 $1 - (0.5 \times (A-a) + 0.5 \times (B-b) + 0.25 \times (C-c) - 0.25 \times (D-d) - 0.5 \times (E-e))$ 」を「 $1 - (0.5 \times (A-a) + 0.25 \times (B-b) + 0.25 \times (C-c) + 0.1 \times (D-d) - 0.2 \times (E-e) - 0.3 \times (F-f) - 0.5 \times (G-g) - 0.7 \times (H-h))$ 」に改め、同表備考A中「平成十一年」を「平成十一年」に改め、同表備考a、b及びc中「すべて」を「全て」に改め、同表備考d中「第三十八条第一項第五号」を「第三十八条第一項第四号」に改め、同表備考e中「すべて」を「全て」に改め、同表備考に次のように加える。

F 当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数に対する当該年度における当該市

g 当該年度における全ての市町村に係る第一号被保険者の総数に対する当該年度における全ての市町村に係る令第三十八条第一項第七号に掲げる者の総数の割合

H 当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第八号に掲げる者の数の割合

I 当該年度における全ての市町村に係る第一号被保険者の総数に対する当該年度における全ての市町村に係る令第三十八条第一項第八号に掲げる者の総数の割合

J 当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第九号に掲げる者の数の割合

K 当該年度における全ての市町村に係る第一号被保険者の総数に対する当該年度における全ての市町村に係る令第三十八条第一項第九号に掲げる者の総数の割合

L 当該年度における全ての市町村に係る第一号被保険者の数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第九号に掲げる者の数の割合

附則

(施行期日)

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第一条の規定による改正前の介護保険法施行規則の様式第十一号による証明書は、当分の間、同条の規定による改正後の介護保険法施行規則の様式第十一号による証明書によるものとみなす。